

「平成 26 年 8 月豪雨」災害に関する緊急提案

関西圏域では、台風第 12 号(8 月 1 日から 6 日)、台風第 11 号(8 月 8 日から 10 日)、さらには 8 月 15 日から継続する豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、京都府、兵庫県、徳島県を中心に管内全域において、死者、負傷者、建物の浸水、道路・河川等の公共施設の損壊など各地に甚大な被害をもたらした。

このたびの災害は、台風第 11 号の直撃による被害に加え、台風第 12 号や前線に伴う豪雨が同じ地域に集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害にない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、このたびの災害の特徴を的確に捉え、災害復旧制度の確実な適用と災害復旧事業の迅速な推進を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を作り上げていく必要がある。

そこで、関西広域連合として、下記の事項を緊急提案するので、政府におかれては、格別の配慮をいただくようお願いする。

記

- 1 台風第 12 号、台風第 11 号及び 8 月 15 日から継続する豪雨については、断続的に同じ地域を繰り返し襲った災害であり、全体として大きな被害をもたらしている。これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。
- 2 道路、河川、砂防、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等このたびの災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。
併せて、河川への漂着ゴミを含む災害廃棄物の処理について支援を行うこと。
- 3 災害救助法について、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。また、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費、及び被災者への介護サービス提供経費や介護施設での受け入れ経費について、災害救助法の支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

併せて、災害ボランティアの参加促進のための環境整備を図るとともに、災害救助法が適用されない介護サービス提供経費等について、介護保険制度での柔軟な対応を行うこと。

- 4 被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災団体全てに適用するとともに、対象となる世帯を全壊、大規模半壊に限定せず、日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象にするなど、制度の改善を行うこと。
- 5 災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。
- 6 流域の安全安心な生活を確保するため、直轄河川について、現に実施中事業の早期完了と災害危険箇所について計画的、早期に事業実施を行うこと。併せて、府県管理河川についても事業の一層の推進が可能となるよう特別な措置を講ずること。
- 7 地域の安心・安全を確保するため、新たな交付金制度の創設や、緊急防災・減災事業債の恒久化をはじめとする起債制度の拡充も含め、国土強靱化を加速するための財源を確保すること。
- 8 局地的な大雨、土砂災害等に際し、市町村が避難勧告等を的確に発令できるよう、気象庁において現在検討されている防災気象情報の提供方法の改善を早急に進めること。
- 9 広島市での土砂災害の被害状況に鑑み、遅れている土砂災害警戒区域の指定を促進するため、土砂災害防止法の改正等必要な法的整備を行うこと。
- 10 土砂災害の場合の住家被害認定については、住家内が土砂で埋もれるという特殊性に鑑み、この特性に応じた判定基準を新たに設けること。

平成26年8月28日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸(和歌山県知事)
委 員	三日月 大 造(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作(京都市長)
委 員	橋 下 徹(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身(堺市長)
委 員	久 元 喜 造(神戸市長)